

【421】障害者の移動に対する支援事業の実績及び支援事業項目別の指定都市比較

■ 他都市におけるハンディキャブ事業

2023.9現在

都市名	事業名	開始年度	補助/委託	補助・委託先	金額(千円) R4年度実績	事業内容		
						台数	利用金額	利用制限
■横浜市	(1) ハンディキャブ運行事業	H13.7.1	補助	横浜市障害者社会参加推進センター	68,963	6台	・400円/h ・駐車場代 ・登録手数料 1000円 ・専任運転手	・4h以内/回、4回以内/月 ・市内在住 ・12歳以上 ・身障手帳1、2級で車いす使用者
	(2) ハンディキャブ貸出事業	H13.7.1	補助	横浜市障害者社会参加推進センター		2台	・1,000円/6h ・ガソリン代 ・駐車場代 ・道路代 ・運転手なし	・市内在住 ・12歳以上 ・歩行困難者 ・2泊3日/回
	(3) 運転ボランティア派遣事業	H13.7.1	補助	横浜市障害者社会参加推進センター			・無料	・ハンディキャブ 貸出利用者
■仙台市	リフト付自動車運行助成事業 (ワゴン車) 健康福祉局 障害企画課 022-214-8151	H6.4.1	補助	社会福祉法人 仙台市障害者福祉協会	1,586	2台	・年会費 1,000円 ・1km 300円 2~6km +200円/km 7~18km +150円/km 19km~ +100円/km	・市内在住 ・身障手帳1~4級で車いす使用者 ・市内に限り運行 ・片道1運行1時間以内 ・8運行以内/月
■さいたま市	リフト付自動車貸出事業 保健福祉局 障害支援課 地域生活支援係 048-829-1308	H13.5.1	補助	レンタカー5事業者	9,000	6台	・無料 ・ガソリン代、有料 道路代等利用者 負担 ・運転手なし	・車いすが必要な下肢・体幹・ 移動機能障害1~3級 ・1回2時間以内 連続3日以内、年96回以内 (透析患者は208回以内)
■千葉市	福祉カー貸出事業(リフト付ワゴン車) 保健福祉局 障害福祉サービス課 043-245-5227	H3.3.1	(指定 管理)	社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会	0	1台	・ガソリン代利用者 負担	・対象:障害者(要手帳所持) ・4泊5日まで利用可
■川崎市	福祉キャブ(リフト付自動車)運行事業 健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課 044-200-2928	H4.12.1	補助	公益財団法人 川崎市身体障害者協会	61,775	8台	・400円/h	・4h以内/回 ・月4回程度
■名古屋市	重度身体障害者リフトカー運行事業 健康福祉局 障害企画課 052-972-2587	H4.4.1	補助	(社福)AJU自立の家 わだちコンピュータハウス	53,027	5台	・400円/h	・リフト付タクシーを借上げ て運行 ・タクシー料金助成の中で リフト付タクシー利用券 (96枚/年、2,200円/枚)を 選択した場合は利用不可 ・市内在住 ・上限2時間 ・月8乗車以内
■相模原市	なし(令和2年度で事業廃止)							
■札幌市	なし							
■新潟市	なし							
■静岡市	なし							
■浜松市	リフトバス運行管理業務委託	S56.10.1	委託	リフトバス運行ボランティア連 絡協議会	114	2台	・使用料無料  ・リフトバス貸出中におけ る有料道路料金、有料駐 車料金及び燃料代は、利 用者負担。	・利用時間:午前6時30分から午後9時まで(出 庫及び返車時間) ・営利、特定の宗教又は政治の目的の使用は 不可
■京都市	なし							
■大阪市	なし							
■堺市	なし							
■神戸市	リフト付福祉バス運行事業補助	S42.4.1	補助	神戸市重度心身障害児(者)父 母の会	3,190	1台	利用料無料 以下、利用者負担 ・有料道路の通行料 ・駐車料、燃料費 ・超過料金(所定の運行 時間を超過して運行した 場合) ・休日運行料(土・日曜 日、祝祭日に運行する場 合) ・予約取消料(運行日1週 間前を過ぎて利用者都合 で申込を取り消した場合)	・各団体が、日常外出困難な心身障害児 (者)を対象に、健康の増進・教養の向上等 を目的として実施する事業を対象とする  ・利用時間:毎週火曜日~日曜日の午前9 時から午後5時まで ・利用地域:所定の運行時間内で走行する 範囲であれば特に限定しない
■広島市	広島市障害者福祉バス運行事業	S62.5.1	委託	公益社団法人広島市身体障 害者福祉団体連合会	5,322	2台	利用料無料  運行料以外の燃料費、有 料道路料金、駐車場料 金、運転手の宿泊料その 他宿泊に要する経費を現 地で清算する。	利用団体のおおむね半数以上が身体障 害者手帳・療育手帳または精神障害者保 健福祉手帳の所持者であれば利用できる。  ・利用時間:1日9時間以内 ・運行距離:1日350kmまで ・連日の利用:最大2日まで
■北九州市	北九州市リフトバス運営事業業務委託	S49.10.25	委託	北九州市交通局	5,665	1台	有料道路利用料、リフトバ ス利用時の駐車料金	利用できる外出、目的:確かな目的のある 研修、レクリエーション等  利用時間:原則8時間以内 利用回数:なし 利用地域:原則市内
■福岡市	なし							
■岡山市	なし							
■熊本市	なし							